

# 播磨科学公園都市における建築物等の整備要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、播磨科学公園都市の建築物等の整備に関し必要な事項を定め、都市機能と都市景観を一体的に整備し、もって、快適な居住環境と優れた研究環境の形成に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及びその敷地並びにその敷地に設置される工作物、外構、照明、サイン、植栽等をいう。

## (適用区域)

第3条 この要綱の適用区域は、播磨科学公園都市第1工区(以下「新都市」という。)とする。

## (アーバンデザインガイドライン)

第4条 公営企業管理者(以下「管理者」という。)は、新都市の景観形成、建築計画等に関し、建築物等の整備についてアーバンデザインガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を定めるものとする。

## (地区計画及びガイドラインの遵守)

第5条 新都市において建築物等を整備しようとする者(以下、「事業者」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5に規定する地区計画を遵守するほか、ガイドラインに基づき建築物等を整備するように努めるものとする。

## (行為の届け出)

第6条 事業者は、建築物等の整備のうち次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、別記様式により、その内容を管理者に届け出なければならない。

- (1) 建築物及び工作物の新築、改築、増築及び移転
- (2) 建築物及び工作物の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (3) サイン及び照明の設置(屋外に設置するものに限る)

## (指導又は助言)

第7条 管理者は、前条の届け出があったときは、第4条のガイドラインに基づき、事業者に対し、地区計画に定められた項目を除き、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 管理者は、前項の指導又は助言を行う場合、必要に応じ第9条に規定するアーバンデザイン審査委員会(以下「委員会」という。)又は関係行政機関等の意見を聴くものとする。

**(特別措置)**

**第8条** 建築物等の機能上の理由等により第4条のガイドラインの基準によることが著しく不適当な場合で、管理者が快適な居住環境又は優れた研究環境を形成する上で支障ないと認めるものは、同条の規定によらないことができる。

2 管理者は、都市の景観形成上、先導的な役割を担う公共施設建築物や特に重要と認める建築物等については、施設デザイン、修景デザインに関する事項でガイドラインに表現されていない事項について、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 管理者は、第1項の承認をする場合、及び第2項の指導又は助言を行う場合には、必要に応じ、委員会、関係行政機関等の意見を聴くものとする。

**(アーバンデザイン審査委員会)**

**第9条** 管理者の意見聴取に応じ、建築物等の審査を行うため、アーバンデザイン審査委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

**(雑則)**

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成8年12月24日から施行する。

**(経過措置)**

2 この要綱の施行の際、現に建築物等の工事に着手しているもので、既に良好な都市環境の形成についてこの要綱によるものに相当する配慮がなされたとして管理者が指定したものは、要綱の全部又は一部の規定を適用しない。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は平成13年3月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は平成22年10月1日から施行する。